

○経済産業省令第五十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロ及び同項第八号イ並びに第十七条第一項の規定に基づき、電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

経済産業大臣 宮沢 洋一

電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令

（用語の意義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（密接な関係）

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気
工作物

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

第三条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

（離島）

第四条 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

（一般送配電事業者の振替供給の範囲）

第五条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

附 則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から施行する。

別表（第四条関係）

区	域
離	島

<p>北海道</p>	<p>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県</p>	<p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県</p> <p>静岡県のうち</p> <p>熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）</p> <p>伊東市、富士市（平成二十年十月三十一日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）</p> <p>御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡</p>	<p>富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡</p>
<p>礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島</p>	<p>飛島、佐渡島、粟島</p>	<p>大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島</p>	<p>舩倉島</p>

<p>及び三方上中郡を除く。） 岐阜県のうち 飛騨市（平成十六年一月三十一日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和三十一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成十六年二月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。） 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 兵庫県のうち 赤穂市（昭和三十八年九月一日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。） 香川県のうち 小豆郡、香川郡</p>	
	<p>島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島、見島</p>

<p>沖繩県</p>	<p>愛媛県のうち 今治市（平成十七年一月十五日における旧越智郡 吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び 関前村の区域に限る。） 越智郡 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県 、鹿児島県</p>	<p>小呂島、対馬島、海栗島、泊島、赤島、島山島 、老岐島、若宮島、原島、長島、大島、上甕島 、中甕島、下甕島、竹島、硫黄島、黒島、口之 島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝 島、宝島、種子島、屋久島、口永良部島、奄美 大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳 之島、沖永良部島、与論島</p>
<p>、北大東島、南大東島、宮古島、池間島、大神</p>	<p>栗国島、渡名喜島、久米島、奥武島、オーハ島</p>	

島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水
納島、石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布
島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（
下地）、波照間島、与那国島